

# アメリカの環境情報提供制度における

## 報告義務付けと情報の法的性質(一)

前田 定孝

### 目次

はじめに

第一章 アメリカにおける現行の環境情報提供制度

第一節 水質清浄法における報告義務づけ

(一) 国家汚染物質排出除去システムと報告義務付け制度

(二) 報告された情報の用途

第二節 毒性物質統制法における報告義務づけ

(一) 毒性物質統制法の性質と報告義務付け制度

(二) 登録簿更新報告制度における報告義務付け制度の特徴

第三節 「緊急対処計画及び地域住民の知る権利」法における報告義務づけ

(一) 「地域住民の知る権利」法における報告義務付け制度

(二) 報告義務付け制度の概要と趣旨

(2) 「地域住民の知る権利」法における報告義務づけ制度の特徴

(3) 毒性物質統制法と「地域住民の知る権利」法の差異

(4) 「地域住民の知る権利」法に基づく情報の公共的性質

(二) 「地域住民の知る権利」法の機密的事業情報の取り扱いの特徴

(1) 水質清浄法および毒性物質統制法における機密的事業情報の取り扱い

(2) 「地域住民の知る権利」法における機密的事業情報の取り扱い(以上、本号)

## 第二章 報告義務づけの強度と規則制定手続の關係

おわりに

## はじめに

環境行政において、個別の汚染を規制する場合に、その汚染の原因となる物質の規制が重要な課題となる。その場合に、大気や水質などの環境媒体ごとに、排出量を規制するなどの方法が伝統的に用いられてきた。しかしながらかかる規制方法では、その規制対象の物質が大気中に揮発し、あるいは水に溶解するなどによって他の媒体に移動した場合に、十分な環境水準が確保されないことが予想される。このことから、かかる環境媒体ごとに着目した環境保全措置をとるのではなく、当該環境汚染を引き起こす化学物質の規制を通じて、環境保全措置を講じる方法が考えられてきた<sup>(1)</sup>。

その場合、化学物質によって課せられる環境リスクに対する法的規制は、当該化学物質の製造、加工、または使

用にあたってなされる。前稿でも検討したように、その特徴は、第一に、かかる行政決定が自然科学的な不確実性をともなうことを反映したものであることである。そしてそれは個別の化学物質ごとにおける環境リスクの判断を通じて行われるのであり、その場合にその具体的な影響が発現する前にその汚染の原因となる物質を規制することが要請される。そしてその場合に、その性状において危険性が判断されたというだけでは必ずしもその個別物質の製造、加工、ないし使用の全面的な禁止が要請されない一方で、その具体的な損害の程度は、その発生確率の程度に照らして判断されるのであり、その場合にどれくらいかの曝露量であれば当該発生確率の基準を満たすのかという観点から、その定量的評価が行われる。<sup>(2)</sup>これを定量的リスク・アセスメントという。しかし第二にその特徴は、かかる定量的な評価に際して用いられる自然科学的知見とは、必ずしも確立されたものではなく、むしろその発展の途上にあることが多いということである。そして、そこで判断基準として用いられる自然科学的知見には不確実性が存在するのが特徴である。このことは行政が何らかの規制基準を作成する場合、行政機関の決定に用いられる自然科学的知見を選定するに際して、行政側が期待する特定の結論へ導こうとする可能性も伴う。そのことは、その採用された自然科学的知見の客観性および合理性を担保することを要請するものでもある。

アメリカにおける規則制定手続の場合、そのことは、行政機関がその物質を規制する基準の設定についての規則草案策定において反映せしめる自然科学的知見の客観性および合理性の担保が要請されることを意味している。<sup>(4)</sup>そのことから、かかる規則草案策定段階において、行政側が選定した自然科学的知見に基づく判断を、それ以外の専門家が用いる自然科学的知見に基づく判断と比較することが要請される。

そのことは、行政の側がかかる専門性を有する第三者的な知見を反映せしめることを要請するとともに、かかる国民関与を確保するための環境情報提供制度の整備を要請するものでもある。<sup>(5)</sup>

それでは、かかる環境情報提供制度とは、アメリカにおいて現在いかように整備されており、そこで掲載されている情報とはいかなる法的性質を有するのであるのか。それは情報自由法において国民に利用可能にされる行政情報と同一の法的意義を有するものであろうか。それとも異なったものであろうか。このことを明らかにするのが本稿の課題である。

なお、情報提供制度という場合に、かかる制度の前提をなす当該化学物質の報告義務づけ制度とともに、そこで提供される情報を国民が実際に入手する際にいかなる権利が保障されるのかという両面から検討されなければならぬ<sup>(6)</sup>。しかしながらその後者の検討は別稿で行うこととして、本稿ではもっぱら前者の報告義務づけ制度について検討する。

さて、化学物質の環境情報提供制度という場合に、ここでは国民に対していかなる情報を提供する制度なのか問われる。その場合、当該の化学物質を製造、加工、または使用する私企業に対して、いかなる情報提供の義務づけが課せられるのが問題となる。しかしながら、行政が国民に対して情報提供を義務づけるということは、それ自体として国民の私的領域に対して国家権力が介入することでもある。したがってここでは、アメリカ合衆国憲法修正第四条または第五条の根拠、ならびに制定法上の根拠が要請される<sup>(7)</sup>。そのことを前提して考えた場合、一口に行政が国民に情報を提供する制度といっても、そこで報告を義務付けられた情報の質ないし内容には、それぞれの制定法の趣旨ないし規定に依じて、おのずとその報告義務づけの程度に差異が存在するのではないかと思われる。その場合、規制目的の法制度によって収集された行政情報と規制目的に基づかない法制度によって収集された行政情報とは、一口に行政情報といっても、その法的性質に差異が存在するのではないかとの疑問が発生する。本稿は、アメリカにおける各種の化学物質情報提供制度と、その場合に司法審査の対象となった事例を比較検討するこ

とを通じて、そのことを明らかにしようとするものである。

註

- (1) Toxic Substances, Council on Environmental Quality, *Reprinted in* House Comm. on Institute and Foreign Commerce, Committee Print, *Legislative History of the Toxic Substances Control Act*, at 783-84 (1976).
- (2) 「リスク」とは、「狭義には、ある有害な原因(障害)によって損失を伴う危険な状態 (peril) が発生するとき、「損失」×「その損失の発生する確率」の総和を指す」と説明される。そしてそれらは、たとえば<sup>10</sup> などのかたちで表現されることになる。
- (3) 本稿でいう「不確実性 (uncertainty)」とは、根拠となるデータまたは可能性の理解があまりにも流動的であるがゆえに、期待価値(損失)が信頼できる状態で算出できな状況において存在するものをさす。See Donald T. Hornstein, *Reclaiming Environmental Law: A Normative Critique of Comparative Risk Analysis*, 92 COLUM. L. REV. 562, 571-73 (1992); see also, NATIONAL RESEARCH COUNCIL, SCIENCE AND JUDGMENT IN RISK ASSESSMENT 161 (1994).
- (4) 拙稿、「アメリカにおける環境上の化学物質リスク行政と情報提供制度」(一・完)「名古屋大学法政論集」二〇九号一五二頁参照。同前、一五九頁参照。
- (6) 同前、一五九—一六〇頁参照。
- (7) 1 RICHARD J. PIERCE, Jr., ADMINISTRATIVE LAW TREATISE (4th ed. 2002) § 4.1, 193-94 (2002); ALFRED C. AMAN, Jr. & WILLIAM T. MAYTON, ADMINISTRATIVE LAW, § 20.4.1, 723 (1993); BERNARD SCHWARTZ, ADMINISTRATIVE LAW, § 3.2, 110 (3rd ed. 1991). See also, *Oklahoma Press Publishing Co. v. Walling*, 327 U. S. 186, 213 (1946).

## 第一章 アメリカにおける現行の環境情報提供制度

アメリカでは元来、行政が保有する環境上の化学物質の登録簿制度は、きわめて多岐にわたるといわれ、紙ベースのものも含めると二二〇種類にも及ぶ<sup>(8)</sup>。かかる現状を克服して、統合的なデータベースを構築しようとする試みは、アメリカでは毒性物質統制法<sup>(9)</sup>が制定された一九七〇年代後半から、断続的になされてきたようである<sup>(10)</sup>。近年においても、環境保護庁は各種環境情報提供制度を統合するとりくみをおこない、そのなかで現在「Envirofacts」と称する統合的な環境情報提供システムを構築しようとしているようである<sup>(11)</sup>。

本稿は、その統合的な環境情報提供システムのうち、水質清浄法<sup>(12)</sup>に基づく許可遵守システム (Permit Compliance System) と「緊急対処計画及び地域住民の知る権利」法 (以下、「地域住民の知る権利」法と略称する<sup>(13)</sup>) に基づく、毒性化学物質登録簿制度 (Toxic Release Inventory = TRI) をはじめとした制度、そして前記の「Envirofact」には加えられていないものの、毒性物質統制法における登録簿制度を素材に検討するものである。

水質清浄法における制度を検討する理由は、第一に水質清浄法が、国家汚染物質排出除去システム (National Pollutant Discharge Elimination System = NPDES)<sup>(14)</sup> など、本来的に権力的関与の性質を有する、いわゆる規制的な法制度であることであり、かつ許可遵守システムがそこで行政機関に報告された情報によって構築されているということである。第二に、別稿で予定されている環境中の化学物質情報を国民が利用する法的権利のあり方の検討について、水質清浄法における判決例が、好個の素材を提供するからである<sup>(15)</sup>。

毒性物質統制法における登録簿制度を検討する理由は、以下のとおりである。前述の環境保護庁の統合的な環境情報提供システムでは、化学物質についてのデータベースとして、「地域住民の知る権利」法における毒性化学物質

登録簿のみがその対象となっている。しかしながら後述するように、毒性物質統制法における登録簿制度は、この制定法が「不合理なリスク」を課す化学物質の製造、加工、使用などの禁止・制限をする一方で、化学物質情報の収集・提供に重点を置いた制度であるという性質を反映した、環境中における化学物質情報のデータベースでもある。さらにこの毒性物質統制法における化学物質登録簿制度は、上記の統合的な化学物質情報データベース構築問題との関係で、一九九三年に環境保護庁によって、化学物質使用登録簿 (Chemical Use Inventory) 構想が打ち出された際に、化学物質の分類とそのリスクを尺度とした優先性設定をするに際して用いられる化学物質情報提供制度の構築を、この法に基づく権限のもとで行おうとした経緯があった。それはその後、「地域住民の知る権利」法の毒性化学物質登録簿制度において当該物質の物質収支計算情報 (Material Accounting) の報告・提供を義務付けるための規則制定手続が行われた際にも、当該権限が毒性物質統制法に基づくものか、「地域住民の知る権利」法に基づくものであるのか、もしくはその他の大気清浄法や水質清浄法などの規制的な制定法に基づくべきなのかが問題となった際にも論点となった。このように、毒性物質統制法と「地域住民の知る権利」法とは、その授權する法的権限において競合的な側面を有すると考えられている。なお、最終的に当該の連邦規則の改正は未完となっている。<sup>(4)</sup>

このように、化学物質をめぐる各種登録簿制度の法的論点を論じる場合、毒性物質統制法においてその情報によって構築された化学物質情報の報告を私企業に義務付けする登録簿制度と、「地域住民の知る権利」法に基づく登録簿制度とは、論点において密接な関連性を有するのである。

かかる検討を通じて、それぞれの法制度における国民に対する情報の報告義務付け制度の差異が明らかになるものと思われる。

以下、それぞれの制度について紹介する。この三つの制度を比較することを通じて、直接的に権力的規制に資す

る登録簿制度と情報提供制度との性質の違いが明らかになると思われる。

さて、ここで権力的規制に資する登録簿制度と情報提供制度の比較を行う際に、アメリカ行政法(学)における行政情報がいかなる法的意義を有するのかについて述べなければならぬ。そのことは、ここで検討の対象となる情報提供制度が、国民に対して行政情報の一端を提供する制度である以上、それは情報自由法<sup>(17)</sup>を通じた国民に対する利用を前提とした行政情報の取得・提供方法といかなる関係を有するのかの検討がされなければならないことを意味している。

アメリカにおいて一般に行政が私人すなわち自然人および法人に対してその保有する情報の報告を義務付ける場合、憲法第四修正における「不合理な搜索及び勾留に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利」の保護が要請されるものとされる。<sup>(18)</sup>ここでは、判例法理上、私企業が行政に対して何らかの情報の義務づけを課せられる場合、「権限を与えられた規制目的に合理的な特定性によって表現されたものに対して適切であることのみを要請する」ということが確立された<sup>(19)</sup>とされる。そこで適切であるという場合、「情報を入手する行政上の必要性が優先される」<sup>(20)</sup>。しかしながらその場合でも制定法上の根拠が必要とされ、かつそれはその法目的において必要最小限度のものでなければならぬ。たとえば、制定法が憲法上の制約に優先して報告を義務付ける根拠として、「公的な利益において規制される事業に関する」ものであることが要請される。<sup>(21)</sup>さらにそれはSchwartzによると *Shapiro v. United States* 判決<sup>(22)</sup>における Frankfurter 判事の反対意見において示されているとされる。<sup>(23)</sup>この緊急価格統制法 (Emergency Price Control Act) <sup>(24)</sup> に関する事例<sup>(25)</sup>において Frankfurter 判事は、「あなたのものではないものはあなたのものではなく ("What's not yours is not yours")」<sup>(26)</sup> すなわち、議会によってその規制的制定法の権限行使が義務付けられた行政機関は、私人にその情報の保持または報告を要請することが可能であり、その場合もはやその情報は



私人の保有のものではなく、憲法第五修正すなわち自己負罪免責特権の対象外となるという意味で「公的な」情報となるのであり、その妥当性は「たとえそれがその国民に対する関係性が、指定された記録を保持する義務を含む政府の規制を要求するものであるとしても、私企業が取り扱う事業の遂行に際して、連邦規制法、課税基準 (true measure)、労働及び統計法によって要請された記録に関係性を有するものとなる」としている。<sup>67)</sup>そしてその情報は私人の所有物という範囲を超えて、「現実的に公的な情報になる」と考えられている。

もちろんこの場合でも、ある情報を行政への報告の対象とするに際して、相当程度の裁量が認められることもある。たとえば「勘定書 (account)、記録、帳簿、覚書 (memorandum)、書簡およびその他の文書が違法および不合理な搜索によって入手された」ことの違法性を訴えた *United States v. Alabama Highway Express*, 46 F. Supp. 450 (1942). は、「提示された証拠は……適用される制定法に従って入手されたものであり、「いかなるおよびすべての勘定書、帳簿、記録、覚書、書簡およびかかる事業者の保有するその他の文書にもアクセスしおよび命令のもとに調査しおよび複写する権限を有する」と判断している。<sup>68)</sup>このように、報告の対象となる文書の特定に際して、制定法の趣旨の解釈を通じて、行政機関に広い解釈の幅を認めた例もある。

このように、行政に対する報告の義務づけとは、元来規制的な権限などの制定法の目的との関係で考えられたのである。それは「有効な価格統制は関連する情報に対する抑制のないアクセスに依存する」と指摘されている<sup>69)</sup>のであり、その報告対象となる文書とは、制定法の目的との関係で特定される。

このことを環境情報提供制度との関係で敷衍すれば、第一にそれは制定法において規定された法目的においてその情報が必要かつ適切なものでなければならぬことを意味するのであり、第二にかかる制定法上の根拠とは、当該情報の公共的性質のなんらかの度合いを反映するものであり、さらに後者の場合、かかる環境情報とは、情報自

由法において開示請求の対象となる文書であるのか、それともかかる範囲を超えた別の法的意義を有する行政記録なのかが問題となる。<sup>(81)</sup>

このように、かかる私人が行政に対して報告することを義務付ける制度を情報提供制度との関係において整理することが、本章の課題である。

## 第一節 水質清浄法における報告義務づけ

### (一) 国家汚染物質排出除去システムと報告義務付け制度

水質清浄法は、「国内の水域の化学的な、物理的な、及び生物学的な健全性 (integrity) を回復し及び維持する」ために (同法一二五一条(a)項) 制定された。そしてかかる目標を実現するために、水質汚染の原因となる物質の排出許可制度を設けている。このように水質清浄法は、いわゆる権力的関与のための制度、すなわち規制の制定法である。この排出許可制度は前記のように国家汚染物質排出除去システムと呼ばれる。この場合、固定排出源から水域に汚染物質を排出するすべての施設は、この許可を得ることが要請される。そこで行政機関は、当該排出を規制するにあたり、「排出者と水質問題との間に直接的な関連性を示さなければならぬ」とされる。<sup>(82)</sup> この場合、当該許可の種類として、個別施設ごとに対して発せられる許可 (individual permit) と特定の施設のカテゴリーごとにより一定施設数ごとに発せられる一般許可 (general permit) とが存在する。このうち前者が、排出者すなわち事業者の申請に基づいて行政機関によって発せられる許可である。

そしてそこでは、対象となるすべての施設に共通する項目と、施設の種別ないし性質ごとに応じた項目とが、そ

それぞれ個別施設ごとの性質に応じて報告を要請される(連邦規則四〇卷一二二・二八条)。ここで共通して要請される申請項目とは、事業者名、住所、申請対象となる施設所在地、対象となる事業の標準産業分類およびその簡単な記述、当該排出構造物の位置関係を示す地形図である。施設の種類ないし性質ごとに応じた申請項目とは、自治体施設(municipal facility)、産業施設、集中的動物飼育施設、産業活動にともなう突発的な排水、自治体突発的水流分流システム(Municipal Separate Storm Sewer System)からの排出という五種類に分類される。ここでは本稿の問題意識との関係上、産業施設に関する申請様式について述べる。

産業施設が新規に国家汚染物質排出除去システムに基づく排出許可を申請する場合、上記の対象となるすべての施設に共通する申請項目と報告様式2D(Form 2D)と呼ばれる申請書式を州の環境行政機関に対して提出しなければならない(同規則一二二・二二条(f)項(k)項)。そこでは、予想される放流(outfall)箇所、排出開始予定期日、予想される流出の性質、汚染物質の発生源、処理(treatment)技術、(可能であれば)製造情報、および予想される液み入れおよび放流の性質についての報告が義務付けられる。

次に、この排出許可の有効期限は五年とされ(同規則一二二・四六条(a)項)、許可を受けた者はその期間ごとにその更新を申請しなければならない。その場合、更新にあたっては報告様式2C(Form 2C)と呼ばれる申請書式が使用され(連邦規則一二二・二二条(f)項(g)項)、ここでは、放流(outfall)箇所、流出の性質、汚染物質の排出源、液み入れおよび放流の性質、発生が予想される汚染物質、処理(treatment)技術、(申請可能であれば)製造情報の報告が義務付けられる。

なおこれらの申請項目のうち、汚染物質関係の情報として、それぞれの定量的なデータの報告が義務付けられている(同規則一二二・二二条(g)項(7)号(iii))。

これらの申請に基づいて州の環境行政機関は、受理した許可申請を環境保護庁長官に移送し（水質清浄法一三四二条(d)項(1)号）、環境保護庁長官はこれを受けて、許可するか否かを決定する（同法一三四二条(a)項）。ここで行政機関が不許可決定をする場合、書面によりその理由を述べなければならず（同法一三四二条(d)項(2)号）、および当該不許可に関する公聴会を開催するものとされる（同法一三四二条(d)項(4)号）。

## (二) 報告された情報の用途

さて、かかる許可手続に際して申請において報告された当該排出にあたる施設に関する情報は、どのように使用されるのであろうか。

この段階において州の行政機関の手には、現行の許可、現行の許可の根拠についての資料一覧表 (Fact sheet) または陳述書、排出監視報告 (Discharge Monitoring Reports=DMRs)、遵守状況調査報告、技術報告書、ならびに工場の案件または問題点の事情変更および遵守問題についての書簡または情報が存在する<sup>65)</sup>。そして、かかる情報とは、許可において確定された放流 (effluent) 制限の遵守を定期的に評価し、および許可権限を有する当局に対してその結果情報を提供するために要請されるものとされる。この場合行政機関は、排出許可条件を遵守させるために、水質清浄法上、情報の収集、報告要請その他の権限を有する（水質清浄法一三四二条(a)項(2)号）。かかる制定法上の根拠に基づき、事業者は排出者は、排出監視報告などの監視活動についての記録の保存および定期的報告が義務づけられる（連邦規則一三二・四一条(1)項(4)号(i)）。これらの報告は、年に一回以上なされなければならない（同規則一三二・四四條(i)項(2)号）。

そしてこれらの情報は、許可を発する権限を有する環境保護庁長官によって、許可遵守システム (Permit Compli-

ance System = PCS) と呼ばれるデータシステムへ統合される。このデータシステムは国家汚染物質排出除去システムを追跡調査するためのシステムであり、個別の施設の汚染物質排出状況についての到達度を追跡し、および許可にあたる行政機関が、許可制限、許可期間、または許可条件の違反が発生した際に、その是正措置を選択する際に使用するものである。<sup>57)</sup>

同時にこのデータシステムは、水質清浄法一三四二条(j)項に基づき、許可申請書および許可書の写しを国民にとって利用可能とするものとされる(同法一三四二条(a)項(2)号)。なお、この場合、当該情報の開示手続は、情報自由法に基づく連邦規則四〇編二条以下<sup>58)</sup>にしたがって行われることになる。

このように、水質清浄法における許可遵守システムそのものは、制定法上のまたは連邦規則上の根拠を有するものではなく、行政機関がその権限で便宜的に構築したものである。そしてその報告内容は、同法一三四二条に基づく連邦規則において明定されたものである。このことは、言いかえれば、許可遵守システムとは同法における国家汚染物質排出除去システムにおける個別企業施設に対する排出制限すなわち排出許可制度を实效あらしめるために、当該許可制度に付随的に規定されたシステムであることを示している。

このように、排出許可制度に権力的関与にかかる報告義務付け制度の場合、その報告内容は当該許可権限の行使との関係で規定されている点の特徴である。

## 第二節 毒性物質統制法における報告義務づけ

### (一) 毒性物質統制法の性質と報告義務付け制度

毒性物質統制法<sup>69)</sup>は、別稿で紹介したように、(1)健康及び環境上の化学物質及び混合物質による影響に関して適切なデータが作成されること、並びにかかるデータの作成が、当該化学物質および混合物質を製造し及び加工する者の責任であること、(2)健康又は環境への損害に対する不合理なリスクを課す化学物質及び混合物質を規制し、並びに切迫したハザードを有する化学物質及び混合物質に関する処置を講ずるために適切な権限が存在するべきであること、並びに、(3)かかる化学物質及び混合物質中におけるかかる技術革新及び通商が、健康または環境に対する損害についての不合理なリスクを示さないことを確保すること、そのことが技術革新を不適切に妨害しまたは不必要な経済的障害を創出しない方法で化学物質及び混合物質に関する権限が行使されるために(同法二六〇一条(b)項)制定された。

このように、毒性物質統制法における化学物質情報の報告義務づけ制度は、上記(1)でいうデータの作成という要請に基づくものである。その場合に、この制定法は、主要内容として、以下の八点を特徴としている。<sup>69)</sup>(1)新規化学物質を製造または輸入する事業者に対して、その製造または輸入する九〇日前までにそのことを環境保護庁に報告すること(製造前報告制度 (premanufacture notification)) (同法二六〇四条(a)項(1)号(A))、(2)毒性物質統制法に基づく登録簿制度の作成(同法二六〇七条(b))、(3)特定の化学物質の無視しえない新規使用に対する規則の制定(同法二六〇五条(a)項(1)号(B))、(4)試験を必要とする化学物質に対する判定(同法二六〇三条)、(5)事業者に対して、化学物質について行政機関に各種の情報を報告しおよび記録の保持を義務付けること(同法二六〇七条)、(6)有害物質ま

たは有害混合物質の規制(同法二六〇五条)、(7)化学物質の輸出入の規制(同法二六一一条・二六一二条、および(8)実効性確保手段(同法二六一五条)。このうち情報の報告義務付けおよびその後の情報提供に関連する規定は、上記(2)および(5)、すなわち二六〇七条に関連する規定の部分である。

また上院議事録も、この法の立法意図として、化学物質の市場投入前の審査情報の必要性、健康または環境に対する影響を与える化学物質への直接的な統制の必要性、化学物質に関係した危険性について包括的に監視する行政権限の必要性とともに、化学物質による健康および環境に対する影響に関するデータの収集の必要性を挙げてい(4)ができる。ここでは、この制定法が、データすなわち情報の収集の必要性に特別の重点を置いていることに注目することができ、このように、毒性物質統制法とは、その一面において、情報を収集することを目的とした、ないしは重視した制定法である。

前述のように本法は、その二六〇七条において、情報の報告義務づけおよび提供に関する規定を置いている。そこで事業者は、「行政機関が記録の保持又は報告の提出若しくはその両方が本章の有効な法執行に必要であると決定する範囲でのみ、その記録を保持し又は行政機関に対してその報告を提出するものとする」(同法二六〇七条(a)項(1)号(B))と規定されている。これは前に述べたように、憲法上の制約に対応した条文である。この規定により私人に報告義務が課せられる。

ここでは、以下のように情報報告義務付けおよび提供が規定されている。

まず第一に、二六〇七条(b)項で、「本編二六〇四条又は本条(a)項に基づき報告された各々の化学物質を含む」化学物質の登録簿を作成するものとしている(同法二六〇七条(b)項)。この登録簿に掲載されている化学物質は既知の化学物質であると考えられる一方で、この登録簿に未搭載の化学物質とは未知の、すなわち新規化学物質であると

されている(連邦規則七一〇・三条)。この場合本条(a)項とは製造前報告制度を指す。この製造前報告制度は、アメリカ合衆国においてある新規の化学物質を製造しまたはアメリカ合衆国内に輸入しようとする者が、その製造または輸入の開始に先立つ九〇日前までに、環境保護庁にその旨を報告する制度である(毒性物質統制法二六〇四条(b)項)。

第二に、条文は前後するが二六〇七条(a)項は、「かかる記録の保持又はかかる報告の提出、若しくはその両方が本章の有効な法執行に必要であると判断しない限り」、二六〇七条(a)項(1)号(A)および(B)は、「その記録を保持し又は行政機関に対してその報告を提出する」ことを要請し(同法二六〇七条(a)項(1)号)、そこで、環境保護庁は、連邦規則において、予備的アセスメント情報規則(Preliminary Assessment Information Rule = PAIR)、予備的アセスメント情報に追加的な個別物質ごとの情報、登録簿更新報告(Inventory Update Reporting)の三つの報告を要請する。本稿との関係で問題となるのは、三つ目の登録簿更新報告である。この報告義務付けは、上記二六〇七条(b)項において要請された製造前報告にともなう登録簿の内容を定期的に更新するためのものである。

第三に、健康及び安全性に関する研究(同法二六〇七条(d)項)の成果の報告が要請される。

第四に、化学物質又は混合物質を製造し、加工し、又は流通させる、並びにかかる物質又は混合物質が健康又は環境に対する損害(Harm)のリスクを示すとの結論を合理的に支持する情報を入力した者は、行政機関が充分にかかる情報を入力したことの真実の(actual)知識を有しない限りにおいて、かかる情報をただちに行政機関に情報提供するものとされている(同法二六〇七条(e)項)。



(二) 登録簿更新報告制度における報告義務付け制度の特徴

前述のように、毒性物質統制法二六〇七条(a)項に基づく登録簿更新報告とは、連邦規則第四〇編七一〇条以下において規定されている。そこでは、「二六〇七条(b)項により、環境保護庁は毒性物質統制法二六〇四条(a)項(1)号に基づき、商業目的に製造され又は輸入された及び報告された新規の化学物質を掲載するために、定期的に登録簿を修正する」とする(連邦規則四〇卷七一〇・一条(a)項)。事業者がこの報告を拒否した場合、同法二六一四條(3)号により、「(A)記録を作成し又は保持すること、(B)報告、告知(Notice)、又はその他の情報を提出すること、(C)記録へのアクセス又は写しを許可することをせず又は拒否した」ものとして違法となる(毒性物質統制法二六一四條(3)号)。

さて、この登録簿制度は、「一九九〇年八月二十五日に先立つ、又はその後四年ごとの八月二十五日に先立つ、その者の最終的な企業会計年度全体を通じた期間において、その者によって所有され又は管理された単一のサイトにおいて、七一〇・二五條において規定された化学物質を一万ポンド(四五四〇キログラム)又はそれを超えて商業目的で製造する者」に対して(連邦規則七一〇・二八條(b)項)、二六〇七条(b)項に基づく登録簿(ここでは登録原簿(Master Inventory)と呼ばれる)(同規則七一〇・二五條)に掲載された物質で、同連邦規則において報告の除外対象となった物質を除く物質の報告を義務付けるものである。なお、ここで除外対象となる物質として、(a)無機物質、(b)ポリマー、(c)微生物、および(d)自然界において発生する化学物質が挙げられている(同規則七一〇・二六條)。

この登録簿制度は、以下の項目の報告を義務付けている。すなわち、(1)技術面で関与する者の氏名、企業名、住所、市、州、郵便番号、および電話番号、(2)報告の義務づけされる企業の権限ある者による署名および署名期日による認証、(3)化学物質名称および化学物質分類番号、(4)一万ポンド(四五四〇キログラム)またはそれを超えた、本編に基づいて報告が要請される化学物質が製造されまたは輸入されるそれぞれのサイトの名称、住所、市、州、

および郵便番号、(5)合衆国においてその物質が製造されるか否か、または合衆国に対して輸入されるか否かを示す、提出された情報に関するそれぞれの物質についての陳述、(6)その物質がサイト内かぎりのものであるか否かを示す、提出された情報に関するそれぞれの物質についての陳述、ならびに(7)それぞれのサイトにおいて製造された輸入されるそれぞれの対象化学物質の全重量(ポンド表記)(同規則七一〇・三二条(c)項)。なお、これらの報告は四年ごとになされなければならない(同規則七一〇・三三條(b)項)。

なお、これらの規定は、二〇〇四年七月の改正で、二〇〇六年以降、以下のように変更される予定である。<sup>(4)</sup>

まず、報告の除外対象物質から無機物質が除外されたこと、ポリマーからも水酸化物、重合物質などが除外されたこと、特定の種類の天然ガスが除外されたこと、などが挙げられる(同規則七一〇・四六条)。報告を義務付けられる製造量の基準も、現行の一万ポンドから二万五千ポンドに緩和・変更された(同規則七一〇・四九条)。報告の項目も以下のように変更された。すなわち、(1)提出にあたる企業の権限ある者による署名および署名期日による認証、(2)企業および工場サイトについての情報——技術面で関与する者の氏名、それぞれのサイトの名称および完全な住所記述——、(3)二万五千ポンドまたはそれを超える量において製造される化学物質の個別の情報——それぞれのサイトにおけるそれぞれの報告を要請される化学物質の名称および化学物質分類番号、その物質が合衆国において製造されるか、合衆国に輸入されるか、またはその両方かを示す陳述、その物質がサイト内かぎりのものであるかどうかについて示すもの——、(4)それぞれのサイトにおいて製造(輸入を含む)される報告対象となる化学物質の全重量(ポンド表記)、(5)当該物質が機密的情報であると主張するかどうか、(6)それぞれのサイトにおいて報告の対象となるそれぞれの化学物質の曝露を受けるであろう労働者の全体数、(7)それぞれのサイトから搬出される報告対象化学物質の全体的な集中度量(パーセント表記)、ならびに(8)それぞれのサイトから搬出される時点における

報告対象化学物質の物理的な形式(ドライパウダー状、ペレットまたは結晶状、水溶体状、その他固体状、ガスまたは蒸気状、液状など)(同規則七一〇・五二条(c)項(3)号)。さらに、三〇万ポンド以上において製造する場合の特例の報告義務づけを規定する(同規則七一〇・五二条(c)項(4)号)。

この改正の理由について環境保護庁は、(1)行政機関の化学物質に対する情報ニーズにより適切に適合せしめること、(2)毒性物質統制法の登録簿に掲載された化学物質に対する潜在的な曝露可能性に関連した新規の情報を入手すること、(3)報告された情報の利便性を向上せしめることを挙げている。そこでは同制度が、化学物質および混合物質による環境に対する影響に関する十分なデータが作成されるべきであり、ならびにかかるデータの作成はその化学物質および混合物質を使用する者の責任であるとする毒性物質統制法二六〇一条(b)項(1)号の趣旨に添ったものであるにもかかわらず、現在環境保護庁によって入手されているデータは、リスク分類という目的にとつて不十分であるとされている。このことから、当該情報がリスク・アセスメントのための資料として意識されることがわかる。<sup>(43)</sup> また、報告の基準量を一万ポンドから二万五千ポンドに変更したことや、報告対象期間を変更したことについて、以下で述べる「地域住民の知る権利」法における毒性化学物質登録簿における報告基準との整合性をとった旨述べられているように、<sup>(44)</sup> 昨今問題となっている環境保護庁の保有する化学物質情報データベース類における統一性を確保しようとする趣旨によるものでもある。

これらのことから、毒性物質統制法における報告義務付け制度およびその報告内容について、以下の特徴が明らかとなる。すなわち、水質清浄法の許可遵守システムと比較した場合、第一にそれが排出許可などの法律上の権利の形成とは必ずしも直結したものではないこと、第二にそれは法律上の権利形成という次元ではなく、いわゆる新規化学物質について登録簿に掲載することそのものをその登録簿の本来の目的としており、登録簿更新報告制度は

いわばその付随的なものであると考えられていること。しかしながら第三に、毒性物質統制法における報告内容において最近変更されたように、労働者の曝露に着目した規定などをはじめとして、労働安全衛生上のリスク・アセスメントに着目した規定をおこうとしていることも特徴である。さらに第四に、許可遵守システムと共通する点として登録簿の形式までも制定法によって規定されていない点が指摘されつつも、もう一方で、登録簿更新報告制度については連邦規則上の明示がある点が特徴である。

### 第三節 「緊急対処計画及び地域住民の知る権利」法における報告義務づけ

「緊急対処計画及び地域住民の知る権利」法 (Emergency Planning and Community Right to Know Act) は、一九八四年一二月にインドのボーパールで発生したユニオン・カーバイド社によるイソシアン酸メチル漏出事故、およびそのわずか八カ月後に同社のウェスト・ヴァージニア州の工場施設において発生した漏出事故を契機に、一九八六年に制定された。化学物質の漏出事故は、その二箇所以外にも、合衆国内において一九八〇年から一九八五年の間に、約七〇〇〇件の事故が発生し、そこでは約四七〇〇名の負傷者と一四〇名の犠牲者、さらに二二万七〇〇〇名を超える避難者を数えるといわれる。本法は、かかる事態に対処することを直接の目的とした法である。本法は、かかる化学工場における事故を未然防止するための情報提供の手段として、施設に存在する化学物質情報に関して、行政当局 (official) に地域住民の閲覧を保障せしめる義務を定めた制度である。

本法は、前記の水質清浄法のような排出規制法や、毒性物質統制法のような化学物質による不合理なリスクに対応するための施策を講じるための法と異なり、前述のように純粋に情報の収集と提供を目的とした法であるといわ

れる。<sup>(4)</sup>

それでは、かかる純粋に情報普及を目的とした法という場合、そこにはいかなる特徴があるのであろうか。そこでは第一に、その報告義務付け制度がいかなる特徴を有するのか、第二に機密的事業情報 (confidential business information) の取り扱いにおいていかなる特徴を有するのかにおいて、その性質が反映しているものと思われる。以下、その趣旨およびしくみを見る。

(一) 「地域住民の知る権利」法における報告義務付け制度

(1) 報告義務付け制度の概要と趣旨

「地域住民の知る権利」法は、企業施設内に存在する化学物質の情報に関して、以下の三種類の報告義務付け制度を置いている。

まず第一に、緊急対処計画についての報告である。緊急対処計画報告(同法一一〇〇二条(c)項)とは、前記のポール事件のような化学物質漏出事故に緊急的に対処するための事前の計画の策定および事故の際の対処方法を明記した計画についての報告義務づけである。この場合事業者は、企業施設において特別有害物質(同法一一〇〇二条(a)項)を使用している場合に、当該物質について六〇日以内に州緊急対処応答委員会および地方緊急対処計画委員会に対して報告義務が課せられる。

第二に、職業安全衛生法および同法に基づいて定められた規則である「有害物質コミュニケーション基準」<sup>(4)</sup>において規定された有害化学物質を使用する施設の所有者または管理者は、州緊急対処応答委員会、地方緊急対処計画委員会、および施設を管轄する消防署に対して当該情報を報告する(同法一一〇二条(a)項)。その場合の有害化学

物質とは、前記「有害物質コミュニケーション基準」における有害化学物質のことを意味する。

そしてその有害化学物質について、同法第一〇二二条(a)項(1)号に基づき化学物質安全性データシート(同法一〇二二条(a)項(1)号)<sup>(48)</sup>を、同法第一〇二二条(a)項に基づき緊急対処及び有害化学物質登録様式(以下有害物質登録様式と略)の提出(同法一〇二二条(a)項)を、それぞれ義務づけられている。この有害化学物質について、連邦規則では、(1)健康に対する急性の危険性、(2)健康に対する慢性の危険性、(3)可燃性についての危険性、(4)圧力による突発的排出、(5)反応性を示すものをさすとされる<sup>(49)</sup>。この後者の緊急対処及び有害化学物質登録簿制度における有害物質登録様式には第一段階情報と第二段階情報とがあり、第二段階情報の方がより詳細である。そこでは、第二段階情報を提出した場合には第一段階情報の提出が免除される(同法一〇二二条(a)項(2)号)。第一段階情報には、各化学物質ごとの、(1)有害化学物質の最大総数の推定、(2)有害化学物質の日々の平均総数の推計、(3)有害化学物質の位置についての情報が記載されるものとされている<sup>(50)</sup>。これに対して第二段階情報においては、第一段階情報の内容に加えて、有害化学物質の貯蔵の手順、当該化学物質情報が企業秘密としての取扱いを選択する場合にはそのための記述が記載されなければならない<sup>(51)</sup>。この第二段階情報は、前述のように緊急対処計画地方委員会が前述した緊急対処応答計画を策定する際に、その資料として用いられる。

第三に、毒性化学物質についての排出登録簿制度が存在する。これは毒性化学物質登録簿に記載するための報告義務づけである。この毒性化学物質登録簿制度の場合、報告を義務付けられる事業者とは、十人以上の常時雇用の被用者を有し、標準産業分類コード二〇から三九までに分類される事業者で(同法一〇二三条(b)項(1)号)当該毒性化学物質を年間に二五〇〇〇ポンド以上製造または加工しもしくは一〇〇〇ポンド以上使用する事業者(同法一〇二三条(f)項)である。報告先は、同法第一〇二三条(a)項に基づき、環境保護庁長官である(同法一〇二三

条(a)項)。その報告の対象となる毒性化学物質は、人体に対する影響に着目して定義されており、同法一一〇二三条(d)項(2)号<sup>(54)</sup>において規定されている。この制度では、主としてその物質が放出されたその推計が報告の対象とされている。しかしながら、施設に存在する化学物質の量についても、制定法上および連邦規則上、「前年の任意の時点における施設に存在する有毒化学物質の最大合計」についても、推計量の報告を義務づけられている(同法一一〇二三条(g)項(1)号・連邦規則四〇卷三七二・八五条(b)項(4)号)。

この毒性化学物質登録簿におけるデータは環境保護庁と国民の両方によって利用される。そこで行政機関は、その他の情報源とともに環境諸課題における優先性設定、潜在的可能性を有する曝露シナリオの評価、および法執行活動のために利用し、これに対して環境および公益保護組織などの国民は、その地域社会における化学物質の放出を国民により認知させるための研究および報告のために用いるとされる<sup>(55)</sup>。この場合、対象とされる企業施設は、かかる有毒化学物質を報告様式 R (Form R) と呼ばれる様式(同法一一〇二三条(g)項)に記載して、前記のように環境保護庁長官あてに提出しなければならない。そこでは、(A)施設の名称および位置、ならびに主要な事業に関して提供するもの、(B)当該報告の正確性と完全性に関し、当該報告を作成する人または集団における管理責任について上級管理者により署名された適切な証明を含むもの、ならびに(C)施設において存在することが知られている一覽表上に存在するおのおのの毒性化学物質の情報についての以下のおおのの情報の報告を要請するものである。すなわち、(i)当該施設において毒性化学物質が製造され、加工され、その他使用されているかどうか、および当該化学物質の使用の一般的な類型についての情報、(ii)前年(暦年)の任意の時点における施設に存在する毒性化学物質の最大合計(比率で)の推定、(iii)それぞれの廃棄物経路については、使用されている廃棄物の取扱いは放出方法、および当該廃棄物経路を通じて典型的に達成された取扱についての効率性の推定、ならびに(iv)おのおのの環境媒体

に入る毒性化学物質の年間量について報告である。

またこの毒性化学物質登録簿制度は、九〇年代に制定された汚染物質防止法 (Pollution Prevention Act)<sup>60)</sup> をうけて、当該化学物質の施設における物質削減、リサイクル、および環境上安全な取扱いなどの情報を記載するように<sup>60)</sup> なった。

この登録様式において報告された化学物質情報は、施設をとりまく地域の市民を含む連邦、州、及び地方政府、ならびに国民に提供するものとされる(同法一一〇二三条(h)項)。またこのデータは「コンピュータデータベースの中に設置し及び保持されなければならず」、「行政機関はこれらのデータベースをコンピュータによる電気通信及びその他の手段で、費用償還可能な水準でアクセス可能にしなければならぬ」とされている(同法一一〇二三条(j)項)。このデータベースはアメリカの行政機関の保有するデータベースのうちでも初めて電気通信ネットワーク上で情報提供されるものとして設置された。なお、上記の報告義務付けされて行政機関に集約された情報は、いずれも一一〇四四条で、「国民に対して利用可能であるものとする」とされる(同法一一〇四四条(a)項)。

## (2) 「地域住民の知る権利」法における報告義務づけ制度の特徴

ところで、この制定法における報告義務づけは、直接的に当該物質の禁止または使用制限とリンクしていない点に特徴がある。この点、第一に水質清浄法に基づく排出許可に対する事後的な監視制度としての許可遵守システムと異なっている。第二に、毒性物質統制法における前記登録簿制度との関係でいえば、同制度がその制度目的として、化学物質のリスク・アセスメントのための資料提供を目的とした制度である点で、「地域住民の知る権利」法における諸制度と共通した性質を有する。しかしながら当該毒性物質統制法における登録簿が、製造前報告制度に付随する登録簿作成に発祥するものである点において、すなわち本来的に毒性物質統制法が国民に対する情報の提供



および共有そのものを目的として情報の報告義務づけをしていない点において異なっている。

これらの点を、最初に検討した *Shapiro* 判決における *Frankfurter* 裁判官の反対意見において述べられた内容との関係で敷衍すれば、いずれの制度も何らかの制定法を根拠として報告義務づけがされているにもかかわらず、水質清浄法および毒性物質統制法は、当該制定法の目的が、前者は排出許可の発出とその遵守の確保であり、後者は不合理なリスクをとまう化学物質の規制と新規化学物質の製造前報告の確保がそもその制定法の目的であって、ここにその公共的性質を有するのであり、そこで作成される許可遵守システムおよび登録簿とは、いわばこれらの主たる法目的に対して付随的性質を有する制度であることが特徴である。これらに対して「地域住民の知る権利」法の場合、制定法の目的そのものが、本来的にかかる登録簿ないしデータベース作成にあるのであり、そのことを通じて法の目的を達成しようとしていることにおいて、質的な差が見いだされうる。

前二者の場合、情報提供システムは直接制定法によって規定されることなく、連邦規則ないしは行政機関の権限において作成されることになっていた。そして、そこで収集された情報は、必ずしも国民に対して提供されることを前提としたものではなかった。たとえばそのことは、毒性物質統制法二六一三条(a)項(1)号で連邦政府の公務員に対して、同(2)号で連邦政府との契約締結者に対して、同(3)号でその健康または環境に対して否定的影響を与えたと行政機関が判断した者に対して、ならびに同(4)号で、そこに記載されている機密の事業情報を公開することによって本法に基づく適切な手続の遂行を妨げない場合に、提供されるとされるのみである。そこでは一般的な国民に対する情報提供は、条文上、行政機関が適切であると認めた場合にのみ、その裁量にまかされているのである。

これらに対して、「地域住民の知る権利」法における登録簿の場合、その報告義務付けおよび国民一般に対する情報提供の方法など、直接制定法の根拠に基づくものである。このことについて環境保護庁は、「地域社会レベルでの

毒性化学物質の放出、移動、およびその他の廃棄物の管理活動についての包括的な国民が利用できるデータは、毒性物質登録簿以外には一般的に入手することができず、「許可制度に関するデータはしばしば入手困難であり、媒体横断的でなく、および施設全体の活動に照らして制約的な視点のものにかぎられるとする。このことは、前二者が報告を受けた情報の提供自体を自己目的化していないのに対して、「地域住民の知る権利」法の場合、情報の提供そのものを自己目的化したものであるとの認識を示すものである。

かかる制度の公共的性質について、ある判決例は、「有害な化学物質の放出 (release) の事件における地方緊急対処応答計画を作成し、および管理する (administer) ために地域社会に存在する有害な化学物質についての情報に対する国民的なアクセスおよびその情報の利用」にあると指摘する。そしてかかる目的の相対的な達成は、「それゆえに正確かつ最新の情報に依存する」のであり、同法一一〇二一条ないし同法一一〇二三条における報告要請を通じて、「議会は施設の所有者または管理者が、緊急対処応答計画を実行することのできる適切な当局者に対してかかる情報を提出する地位に置いた」のであって、もしも所有者または管理者がその義務づけられた遵守データを含む報告要請を遵守しなかったとしたら、緊急対処応答計画の作成およびその完成は、決定的とはいえないまでも重大なまでに阻害され、ならびに「地域住民の知る権利」法の全体的な信用は打撃を受けうるとする。<sup>64)</sup>

### (3) 毒性物質統制法と「地域住民の知る権利」法の差異

ただ、かかる目的に照らして本制度を見た場合、そこで一つの欠陥として、報告義務づけの対象となる物質が非常に少なく限定されているという点が、問題点として指摘されなければならない。現在「地域住民の知る権利」法に基づく毒性化学物質登録簿の場合、現在約六〇〇の物質がその報告対象となっている。しかしながらこの数字は毒性物質統制法における登録簿および登録簿更新報告に基づく登録簿が約七万の物質を掲載していることと比べて

非常に少ない。このことは、毒性化学物質登録簿制度の報告対象となる物質として、同法一一〇二三条(d)項(2)号で人体に対する急性または慢性の毒性を示す物質、もしくは環境に対して否定的影響を与える物質に限定され、その基準にしたがって相当程度厳格に吟味されているがゆえである。<sup>(6)</sup>

このことをどう考えるのかは、おそらく「地域住民の知る権利」法における目的がどこにあるのかについての認識ともかかわってくると思われる。すなわち、「地域住民の知る権利」法の場合、本来的にその対象が有害性または毒性を有する化学物質であり、住民の近隣に所在する企業施設において貯蔵または使用されているものであるがゆえに、地域住民がその漏出によって被る曝露を未然に防止することに主眼がおかれるのであって、その場合に、当該報告対象となった情報とはいわば化学物質による漏出事故を未然防止するための防災情報であり、この法制度の場合、かかる漏出事故において予測される曝露との関係において人体または環境に作用する有害性ないし毒性との関係で限定的に課せられることになる。<sup>(6)</sup>したがってその報告義務づけの対象となる化学物質とは毒性物質統制法における登録簿更新報告のように化学物質一般に対して報告義務づけを課すものではなく、有害性ないし毒性を有する物質に限定されることになるのであり、したがってある物質を新規に報告対象とするに際して、かかる要件の適合性について相当程度厳格に審査することが要請されうると考えられる。しかしながらその反面で、予想される漏出事故に際して当該化学物質の有害性ないし毒性の潜在的な危険性に応じて、他の制定法における根拠付けと比較して、詳細な報告内容を義務付けることも可能になるのである。

これに対して毒性物質統制法は、化学物質を全般的に規制する目的において制定された制定法であるがゆえに、その規制対象は化学物質全般に及ぶことになり、したがって報告義務づけも化学物質全般を対象とすることが可能となる。しかしながらそこで問われる報告内容とは、その化学物質が有する具体的な性状に着目したものでないが

ゆえに、必ずしも詳細な報告義務を課すことまではできない。

すなわちそこでは、上記特定性状を有する化学物質に対する地域社会における監視制度と化学物質一般のリスク・アセスメントのための制度という性質において、それぞれの登録簿制度は憲法および制定法による委任との関係でそれぞれ違いを有するのであり、それはいいかえればそれぞれの限界を有するのであって、上記毒性物質統制法における登録簿制度と「地域住民の知る権利」法における登録簿制度の両者において登録された情報内容に一長一短があるのは、かかる限界を反映したものである。

しかしながら、「地域住民の知る権利」法における報告義務づけの内容を上記のように解するとしても、化学物質というその性状を判断する際に、いまだ必ずしも自然科学的な知見が充分でないものに対して、どこまで正確な判断が可能かどうか自体に疑問があるのであり、したがってそれを制定法上要請することが適切かどうかという疑問が残る。

#### (4) 「地域住民の知る権利」法に基づく情報の公共的性質

上記で述べたように「地域住民の知る権利」法における企業施設内における化学物質の情報提供制度とは、当該物質に対する規制を前提とすることなく、その情報提供そのものを目的とした法制度である。かかる情報の公共的性質について、ある判決例は、以下のように述べる。「……もしも被災者がその作業していたアスベスト製品の危険な性質を知っており、およびかかる製品を用いた作業の危険性を評価しており、またはその製品の危険な性質についての知識を契約者を通じて有しており、ならびにその作業を継続することによってそのリスクを想定していたということを証拠の優位性によって判断するとすれば、原告を敗訴せしめていたであろう<sup>64)</sup>。この判決例は、アスベストに曝露したことによってガンに罹患した元被用者がかつての使用(複数)に対してその損害賠償を請求した

事例である。ここでは、アスベストという化学物質に対する曝露が非意図的である場合に、その曝露せしめた者に対して不法行為法上の厳格責任法理が適用されるとして、製品のパッケージに記載されていた「この製品はアスベスト繊維を含んでいる」「長時間にわたって過度の量のアスベストを吸入することは人体に危害を与えることがある」などの警告内容は「石綿症および中皮腫もしくはその他のガンの原因となる致命的な病状 (illness) の危険性のようなりスクの重大性を示唆するものではない」という記載が、正確にアスベストの危険性を伝達するものではないと判断し、原告の請求を認容した事例である。この判決を受けて、「地域住民の知る権利」法とは「……インフォームドコンセントの法理に法哲学的な淵源を有し、消費者保護規制において組み込まれた経済的な原理を利用するものであり、このアスベストの判決例に対する論理的な立法的対応こそが「地域住民の知る権利」法であるとする見解もある<sup>64)</sup>。

環境保護庁は、その収集する数あるデータのうちに、水質清浄法や大気清浄法などのような環境保護庁の所管する制定法の多くに基づいて収集される環境情報が環境上の行政決定および基準設定に用いられるために収集される一方で、「地域住民の知る権利」法に基づいて収集されるデータとは、「その居住する地域社会における化学物質の放出およびその他の廃棄物管理活動について住民に情報を提供するという遠大な目的を達成するもの」であり、「その他の環境保護庁の所管するプログラムのデータ収集の目標または権限を制限しまたは拡張するものと解してはならない」とする<sup>65)</sup>。

環境保護庁は、一九九六年の段階で、毒性化学物質登録簿制度の成果として、「一九八八年と比較して、報告された量が四四%、一六億ポンドの毒性化学物質の放出 (release) を削減した」ことを高く評価している<sup>66)</sup>。このように、「地域住民の知る権利」法における化学物質情報の報告・提供制度は、あたかも規制的な方法と同じような評価尺

度で評価されている。しかしながら、法制度の検討を通じて明らかとなったように、この制度は化学物質による放出の削減そのものを問題にするものではなく、その放出量についての情報が適切に行政に報告され、および行政はこれを適切に国民に対して提供しているのかどうかという、行政上における適切な情報管理を問題としているのであって、上記の環境保護庁の評価の視点は、適切とは言い難い。

## (二)「地域住民の知る権利」法の機密的事業情報の取り扱いの特徴

それでは、次に、機密的事業情報について、「地域住民の知る権利」法の規定はどのような特徴を有しているのであろうか。ここでは水質清浄法及び毒性物質統制法に基づく機密的事業情報と比較して、非常に特徴的な取り扱いがされていることがわかる。

### (1) 水質清浄法および毒性物質統制法における機密的事業情報の取り扱い

上記で見たように、水質清浄法および毒性物質規制法に基づく報告義務づけの場合、そこで報告され行政機関に集約された情報は、規定上において行政機関が当該情報を国民に対して利用可能にする義務づけをされている<sup>67)</sup>。その場合、解釈・運用上その情報の提供は情報自由法を通じて行われるものとされる。そのことは事業者にとって、企業秘密が競業者の手に落ちることの可能性をも意味する。このために環境保護庁は、企業秘密の保護と、衛生、安全、および環境における企業および産業の潜在的な影響に関する情報の蓄積、情報の事前評価、および情報を国民に提供するという制定法上明記された義務への適合性との適切なバランスをとる必要性に迫られることになった。それとともに、かつて存在した環境法諸制度間における企業情報の保護の程度の不一致を克服するために、制定されたのが、連邦規則四〇編二条B章（以下サブパートB）<sup>68)</sup>である。

この規則は、環境保護庁が情報自由法にしたがつて情報開示する際に遵守する基準を規定したものである(同規則二・一〇〇条(a)項)。そこでは大気清浄法、水質清浄法、毒性物質統制法をはじめとするほとんどの環境に関する制定法をその対象としている。しかしながら「地域住民の知る権利」法はその対象となっていない。このことから、「地域住民の知る権利」法における情報の報告義務付けおよび提供と、その他の環境に関する制定法における情報の報告義務付けおよび提供について、環境保護庁は相対的に別の性質のものであると考えることがわかる。<sup>(60)</sup>

それでは、「地域住民の知る権利」法における機密的事業情報についての取り扱いとは、その他のたとえば水質清浄法および毒性物質統制法における取り扱いとどのように異なっているであろうか。

サブパートBは、かかる機密情報について、まず事業者によつて当該情報が機密情報である旨の主張<sup>(61)</sup>がなされなければならぬとする。その場合、その機密性を主張するには、その事業者が当該情報を行政機関に報告する段階において主張する方法と、当該情報が開示請求を受けたことを行政機関から連絡を受けてからあらためて主張する場合がある。

前者の場合、事業者は、環境保護庁にこの情報を提出するに際して、「カバースHEETにその旨記載し、スタンプを押し、またはその他の適切な方法で、たとえば企業秘密または企業の秘密であるなどの文言を用いて報告する」など、報告する時点でその機密性を主張する。それによつて、当該情報は情報自由法という例外四<sup>(62)</sup>の対象となり、同時にかかる情報の報告を受けた公務員は、当該企業機密の保護義務を連邦公務員に対して課した企業秘密法(Trade Secrets Act)<sup>(63)</sup>に基<sup>(64)</sup>づく規律に服することになる。

かかる要請を記載した報告を受け取った場合環境保護庁は、まず最初に当該情報の機密性につき連邦裁判所または環境保護庁の法務部門による決定があるのかどうかを調査した上でその機密的取り扱いを決定しなければなら

ず、もしもかかる過去の決定がない場合、かかる情報によっていかなる企業が影響を受けるのか、これまでどのような企業がかかる主張を行ったのかを判断しなければならない（同規則四〇編二・二〇三条(b)項）。

もしもかかる記録が存在しない場合、環境保護庁は当該情報の開示請求に際して、環境保護庁は、その都度当該情報の開示によって影響を受ける企業に対して、当該情報が機密的事業情報であることを主張する権利を有していることを告知しなければならない（同規則二・二〇四条(c)項(2)号(i)）。それが後者の場合である。

なお、毒性物質統制法の場合、二六一三条(c)項(2)号(A)は、行政機関がかかる開示請求を受理した場合、その情報を報告した事業者に対して当該請求があった旨告知しなければならず、およびその告知後三〇日間、その情報を提供してはならないとされている。

このように、事業者が当該情報の機密的取り扱いを主張する場合、事業者は当該情報が環境保護庁の組織に報告された時点においても当該情報に対する開示請求がなされた時点においても、これを機密的に取り扱うことを要請することができる。これらのことから、サブパートBとはその機密的事業情報の保護において、一貫して産業寄りの立場のものであると評価されている。<sup>(74)</sup>

(2) 「地域住民の知る権利」法における機密的事業情報の取り扱い

このような企業秘密の保護を基調とした制度に対して、「地域住民の知る権利」法における機密的事業情報の報告は、情報自由法および連邦規則四〇編第二条を通じてではなく、「地域住民の知る権利」法自身の規定およびそれを規則化した連邦規則第四〇編第三五〇条を適用してなされる。したがって、サブパートBは、「地域住民の知る権利」法に対しては適用の対象とはならない。

これに対して「地域住民の知る権利」法の場合、当該化学物質が企業秘密 (Trade secret) ないし機密的事業情報と



されるために、サブパートBとは異なった主張方法が採用されている。

まず第一に、事業者がその情報を、地方緊急対処計画委員会、連邦または州もしくは地方政府職員、その被用者、ならびに守秘義務を課せられた者以外に提供せず、かかる者がその情報の秘密性を保護する合理的な基準を用い、および用い続ける意思を有する場合、第二に、当該情報がその他の連邦又は州の法のもとで国民に対して開示が求められず、又はその他入手することのできない情報である場合、第三に情報の開示がかかる人の競争上の地位に対して実質的な被害を及ぼしがちなものである場合、ならびに第四にリバースエンジニアリングによって容易に特定しえないものである場合(同法一一〇四二条(b)項)、それらの事項に該当すると考える施設の所有者または管理者は、その保有する有害化学物質、特別有害物質または毒性化学物質に関して、施設において発生した、または発生が予期される何らかの事故についての報告、および緊急対処計画地方委員会の作成する緊急対処計画の作成と実行にあたって、同委員会が必要とする施設からの報告、化学物質安全性データシート、第一段階および第二段階情報、ならびに毒性化学物質登録簿に関する報告につき、その報告内容から除外することができ(同法一一〇四二条(a)項(1)号(A))、その場合はその化学物質の属性または分類名を物質名にかえて報告することができる(同法一一〇四二条(a)項(1)号(B))。

さらに、前述の一一〇四二条(a)項(1)号(A)に基づいて機密的事業情報であるとして報告された情報に関しても、何人もその開示を請求することができるとされており、その場合に環境保護庁長官は、開示請求の受理の日の後三〇日未満において、その機密的事業情報を審査しなければならず、またその機密的事業情報の説明が事実である場合、特定の化学物質が企業秘密の決定を根拠づけるに充分であるのかどうかを判断しなければならない(同法一一〇四二条(d)項(2)号)。このように、機密的事業情報であると主張された情報であっても、国民がこれを開示請求す

る機会が与えられている点が特徴である。

また、当該化学物質が人の健康に対して否定的な影響を及ぼす場合、有害化学物質または特別有害物質の場合には州知事または州緊急対応処置委員会が（同法一一〇四二条(h)項(1)号）、毒性化学物質の場合は環境保護庁長官が（同法一一〇四二条(h)項(2)号）、それぞれその否定的影響の程度を確認した上で、その情報が「請求する何人にも」提供されることを保障しなければならないとされている。

さて、当該化学物質情報が機密的事業情報であることを主張する場合、「地域住民の知る権利」法のもとでは、その情報の報告時点において、「報告時証明 (Up-front Substantiation)」と呼ばれる手続が要請される（連邦規則四〇巻三五〇・七条(c)項）。これは第一に、企業施設の所有者、管理者または上級管理者の署名を付して（規則三五〇・七条(d)項(2)号）報告しなければならない（同規則三五〇・一一(a)項(2)号）。この場合、その秘密性の程度が機密的取り扱いに不十分であると環境保護庁が判断した場合、企業に対して当該機密的事業情報性を否決した旨の告知が証明つき郵便でなされなければならない（同規則三五〇・一一(a)項(2)号(i)）。これに対して企業は、環境保護庁全体委員会 (General Council) に対して申し立てるか、環境保護庁により説得的な理由を提示する追加的文書を提出しなければならない（同規則三五〇・一七条(b)項(3)号）。企業がかかる手続を踏まない場合、またはその後三〇日以内に企業が連邦裁判所に提訴しないとすれば、環境保護庁はこれをその後の情報提供の時点にいたるまで、機密的事業情報性なきものとして取り扱う（同規則三五〇・一一(a)項(1)号）。これに対して企業秘密性が認容された場合、機密的事業情報の提供を請求した者は環境保護庁の決定についてその決定通知を受理した後三〇日以内に連邦地方裁判所に対して起訴することができる（同規則三五〇・一一(b)項(1)号）。

第二に、この場合に虚偽の証明をした者は、二万五〇〇〇ドルの課徴金を課せられ（「地域住民の知る権利」法一

一〇四五条(d)項(1)号(B)、または刑事手続を経て二〇〇〇ドルを超えない罰金または一年を超えない懲役もしくはその両方を課せられることがある(同法一〇四五条(d)項(2)号)。

このように、「地域住民の知る権利」法の場合、企業がその化学物質についての報告をする段階で機密的事業情報を主張することになる。仮に企業がその報告時点で機密的事業情報を主張しない場合、サブパートBとは異なつて、行政機関はそれぞれの企業に問い合わせることなく当該情報を地域住民に提供することができるのが特徴である。

このように機密的事業情報の取り扱いを見た場合、規制的法制度と情報提供制度との違いは明白であり、「地域住民の知る権利」法は、水質清浄法のような「規制の制定法」(regulatory control statute)ではなく「純粹に情報普及を目的とした法」(information-dissemination law)であるということがわかる。

なお、毒性物質統制法については、基本的に上記のサブパートBの適用がなされるのであるが、機密的事業情報の取り扱いに関してのみ、二〇〇三年七月の連邦規則七一〇条の改正により報告時証明制度が取り入れられ、二〇〇六年から施行される予定である。このことは、毒性物質統制法が、環境保護庁自身によって情報提供法制度的な要素を有すると考えられていることを示すのであり、このことは規制的制定法と情報提供制度という毒性物質統制法の二面性を反映するものである。

このように、水質清浄法、毒性物質統制法、「地域住民の知る権利」法のそれぞれにおける情報の報告義務付け制度の趣旨は、それぞれの法目的を反映して、とりわけ機密的事業情報の取り扱いにおいて顕著である。Christopher I. Lewisは以下のように述べる。「〔「地域住民の知る権利」法とサブパートBの秘密保護に産業の利益と国民の利益との間で非常に大きな差があるなかで〕いくつかの要素は「地域住民の知る権利」法を、その利益について、より

合理的なバランスをとるものとしている」と。彼の指摘によれば、「地域住民の知る権利」法の目的は「企業と産業における危険な化学物質を取り扱う重要な情報を個人と地域に運ぶためのメカニズム」であり、それは環境に対する漏出事故とそれによる被害を未然防止するものではなく、国民、政府、および意思決定者に「かかる事件についての影響を緩和する知識と手段」を提供するものであり、その他の環境法は汚染の未然防止に主眼をおいているがゆえに、この両者においては「秘密性の要求につき対極的なアプローチをとる」ものである。<sup>76)</sup>

情報自由法の五五二条(a)項(1)号乃至(3)号は、行政機関に対して行政情報を国民に対して利用可能にすることを義務づけ、その例外として同条第(b)項にその適用除外規定が置かれている。しかし漏出事故などに起因する化学物質の健康および環境に対するリスクの情報を、地域住民に提供しまたは共有によってそのリスクを管理することを試みる「地域住民の知る権利」法による化学物質情報は、企業秘密に属する可能性を有する情報である。したがってそこでは、企業の企業秘密の保護と地域住民の生命および地域環境とのいずれの価値を優先させるかという問題が、たえず発生することになる。そこにおいてはサブパートBのように優先的に企業秘密を保護することを目的とした連邦規則は、価値序列において、企業秘密の保護を地域住民の健康と地域環境に対して優先位におくものであると評価することができるのであり、それは上述した同法の公共的性質を反映するものでもある。

## 註

- (8) Mary L. Lyndon, *Information Economics and Chemical Toxicity: Designing Laws to Produce and Use Data*, 87 MICH. L. REV. 1795, 1843-44 (1989).
- (9) 15 U. S. C. § 8 2601, et seq.

- (10) Lyndon, *supra* note 8, 1841.
- (11) *Envirofact*, <http://www.epa.gov/enviro/> (last visited Aug 31, 2005). このウェブサイトでは、廃棄物、水質、毒性物質、大気、土壌、放射性物質などのそれぞれの環境情報データベースが一箇所からリンクされている。したがってそれは必ずしも化学物質情報のみを対象としたものではない。またそれぞれのデータベース相互間の調整がどこまで進んでいるのかなど、今後検証を必要とする課題もある。参照、織朱實「わが国の環境リスク情報公開およびその活用に向けての制度的検討…米国制度との比較法的観点からの考察」関東学院法学一三巻四号(二〇〇四年)三三三頁。織氏はこの論文で、環境保護庁が内部に環境情報局 (Office of Environmental Information) を設置し、環境情報を意思決定、管理手法、文書化、評価方法の面から統合的に扱うことを構想していることを紹介する。また合衆国会計検査院は、化学物質の統合データベース構想を打ち出し、ここでは日付、施設名称、産業分類、施設の位置、化学物質の名称、生物学的分類の六項目を共通項目として統合的データベースを構築する方向性を示している。See EPA Is Taking Step to Improve Information Management, but Challenges Remain, GAO/R/CED-99-261 8 (1999)。それはまたまたまな法制度に基づいて報告された情報を横断的にデータベース化する構想である。しかしながらかかるデータの利用は目的外使用にあたるのではないかとの疑問がぬぐいきれない。なお、かかる化学物質情報についての国家的なデータシステム構築の課題は、一九六二年に John F. Kennedy 大統領領当日以来、突発的に繰り返され、一九七〇年代後半には国家的な統合的データシステムが構想され、Ronald Reagan 政権発足にともなう情報政策の転換で消滅したとされる。See Lyndon *supra* note 8, at 1841.
- (12) 33 U.S.C. § 8 1251 et seq. (1977)
- (13) 42 U.S.C. § 11001-11050.
- (14) 33 U.S.C. § 1342.
- (15) See e. g. *Gwaltney v. Chesapeake Bay Foundation*, 484 U.S. 49 (1987); *Friends of the Earth v. Laird*, *Environmental Service*, 528 U.S.

(9) Addition of Reporting Elements; Toxic Chemical Release; Community Right-to-Know; and Emergency Planning and Community Right-to-Know; Notice of Public Meeting; Proposed Rules, 61 *Fed. Reg.* 51321, 51325-26 (1996). なお、ヤリドは、環境保護庁の役割と「伝統的な規制者」としての役割に加え、情報の提供者 (provider of information) としての役割があり、それは到達度を基準とした新しい行政管理システム (performance-based management system) の重要な基礎となるとされている。

- (1) 5 U. S. C. § 552.
- (8) U. S. Const. Amend. IV.
- (6) *Crabb v. Bulnash*, 777 P. 2d 1120, 1121 (Val. 1989).
- (20) SCHWARTZ, *supra* note 7.
- (21) 華譯「情報開示」。See SCHWARTZ, *supra* note 7; 777 P. 2d 1120, 1127 (Val. 1989).
- (22) SCHWARTZ, *supra* note 7, 111.
- (23) *Shapiro v. United States*, 335 U. S. 1 (1948).
- (24) SCHWARTZ, *supra* note 7, 113.
- (25) 50 U. S. C. App. § 922.
- (26) 335 U. S. 1, 58 (1948).
- (27) *Id.* 53-54 (1948).
- (28) SCHWARTZ, *supra* note 7, 113.
- (29) *United States v. Alabama Highway Express*, 46 F. Supp. 450 (1942).
- (30) 335 U. S. 1, 39-40 (1948).

アメリカの環境情報提供制度における報告義務付けと情報の法的性質(一)(前田)

- (31) 山田洋「E.C環境情報公開指令とドイツ」「ドイツ環境行政法と欧州」(信山社、一九九八年)は、ドイツの環境情報公開法について検討している。そこでは「環境情報についての市民からの『接近』と行政の側からの『公表』の両者を併せて掲げている」として、環境情報提供制度の可能性を示唆する。しかしながらその一方で、当該情報がいかようにして行政文書となり、したがって開示請求ないし情報提供の対象となるのか、ならびにそこでそれらの環境情報において、行政庁が当該文書を入手するに際して、その使用目的、すなわち根拠法令との関係についての検討の課題は残されたままである。
- (32) U. S. EPA NPDES Permit Writer's Manual, EPA-833-B-96-003, 8 (1996), <http://www.epa.gov/npdes/pubs/owm0243.pdf> (last visited Aug. 15, 2005).
- (33) *Id.* at 2.
- (34) 40 C. F. R. § 122.28 (2004).
- (35) U. S. EPA, *supra* note 32, at 44.
- (36) *Id.* at 116.
- (37) U. S. EPA, *supra* note 32, at 116.
- (38) 40 C. F. R. § 8.2. et seq. (2004).
- (39) 15 U. S. C. § 2601. et seq.
- (40) FEDERAL CHEMICAL REGULATION, 12-13 (1997).
- (41) S. REP. No. 698, *reprinted in* 1976 U. S. C. C. A. N. 4491, at 4492.
- (42) 69 *Fed. Reg.* 40791 (2004).
- (43) TSCA Inventory Update Rule Amendments, 68 *Fed. Reg.* 847, 852 (2003).
- (44) *Id.* at 856.

- (45) 135 Cong. Rec. S 4152, 4163, (Tuesday, Jan. 3, 1989), 101st Cong. 1st Sess. Vol. 135 No. 46.
- (46) Julie Yang, *Confidential Business Information Reform under the Toxic Substances Control Act*, 2 ENVTL. LAW. 219, 227 (1995). 444  
同様の表現として環境保護庁は本法の権限を行使する場合には、「情報の提供者」として環境保護庁を位置づけ<sup>45</sup>。see Issue Paper #3, TRI-Phase 3: Expansion of the EPA Community Right-to-Know Program to increase the information available to the public chemical use, <http://www.epa.gov/tri/trip3v6.htm> (last visited Dec. 25, 2000).
- (47) 29 C. F. R. § 1910.1200.
- (48) 42 U. S. C. § 11021(a)(1), MSDS(Material Safety Data Sheet)の訳は「環境庁ホームページ <http://www.eic.or.jp> に掲げた(last modified Dec. 18, 2000). <<http://www.env.go.jp/chemi/report/h16-01/pdf/chap01/01.pdf>>
- (49) 40 C. F. R. § 370.2(1)-(5).
- (50) 42 U. S. C. § 11022(d)(1)(B). 第一段階情報における報告の対象項目は、(i)前年において施設に存在した各カテゴリーにおける有害化学物質の最大総数の推定、(ii)前年において施設に存在した各カテゴリーにおける有害化学物質の平均総数の推定、(iii)各カテゴリーにおける有害化学物質の一般的な存在する場所についての情報とされている。
- (51) 42 U. S. C. § 11022(d)(2). 第二段階情報における報告の対象項目は、(A)化学物質安全性データシートに記載される化学名又は通常の名称、(B)前暦年を通して施設に存在する有害化学物質の最大総数の推定(比率で)、(C)前暦年を通じて施設に存在する有害化学物質の平均日当たり推定(比率で)、(D)有害化学物質の貯蔵の手順の簡単な記載、(E)有害化学物質の施設における位置、(F)所有者が特定の有害化学物質の位置の情報を本編一〇四四条に基づき公的開示から留保する選択をするに際しての指針とされている。
- (52) 42 U. S. C. § 11023(d)(2). 本規定は以下のとおりである。
- (1) 一般規定



行政機関は、何時も規則により、(c)項に定められた一覽表中の化学物質を追加し又は削除することができる。

(2)追加

化学物質は行政機関がその判断により、以下に掲げるものの一つに該当する十分な証拠が存在すると決定した場合において、これを追加することができる。

(A)その化学物質が、継続的又は頻繁な反復的放出の結果として施設敷地内に存在すると合理的に考えられる蓄積水準において人体に看過しがたい急性的な健康上の影響の原因を与えることが知られ、又は合理的に予想されうる場合

(B)その化学物質が以下に掲げるものの原因となることが知られまたは合理的に予想される場合。

(i)発ガン性又は催奇形性、若しくは

(ii)以下に掲げる重大な又は不可逆的な影響

(I) 出産機能不全性

(II) 神経的不全性

(III) 遺伝子変異性、又は

(IV) その他の慢性的な健康への影響

(c)その化学物質が以下に掲げる原因により、本条に基づく行政機関の判断において報告義務を根拠づける十分な深刻性を伴う水準で、環境への看過しがたい否定的影響の原因となることが知られ又は合理的に予想される場合。前文の規定により本条(c)項に基づいて一覽表に記載される化学物質の数は、総計でその一覽表に記載された化学物質の全体数の二五パーセントを超えない範囲でこれを指定することができる。本項に基づく行政活動は、一般的に受容された自然科学的専門性又は実験室におけるテスト、若しくは行政機関が利用しうる適切に計画され及び遂行された疫学的又はその他の人口研究を根拠とするものとする。

## (i) 毒性

(ii) 環境中における毒性と残留性、又は

(iii) 環境中における毒性及び生体蓄積性傾向、

## (3) 罰則

(2)号において記述されたいかなる規準も満たす十分な証拠が存在しないと行政機関が判断した場合、行政機関はその化学物質を削除するよう努める。

- 95 Agency Information Collection Activities: Submission to OMB for Review and Approval; Comment Request: Toxic Chemical Release Reporting, Recordkeeping, Supplier Notification and Petitions Under Section 313 of the Emergency Planning and Community Right-to-Know Act (EPCRA): Renewal; EPA ICR Number 1363.13, OMB Control Number 2070-0093, 68 *Fed. Reg.* 62069, 62070 (2003).
- 94 42 U. S. C. § 13101-13109 (1999).
- 93 42 U. S. C. § 13101(b).
- 92 Addition of Facilities in Certain Industry Sectors; Toxic Chemical Release Reporting; Community Right-to-Know, 61 *Fed. Reg.* 33588 (1996) (to be codified 40 C. F. R. Part 372).
- 91 Toxic Chemical Release Reporting; Request for Comment on Renewal Information and Proposed Changes to Part II of the Form R Collection, 68 *Fed. Reg.* 39074, 39077 (2003).
- 90 *Atlantic States Legal Foundation v. Buffalo Envelope Company*, 1991 U.S. Dist. LEXIS 12834 (1991).
- 89 JOHN S. APPELGATE ET AL., THE REGULATION OF TOXIC SUBSTANCES AND HAZARDOUS WASTES 613 (2000).
- 88 この点の問題点については、第二章で検討される。
- 87 この場合日本でも、災害対策基本法（一九六一年法律第二二三号）四〇条の「都道府県地域防災計画」として、四二条の二を

「市町村地域防災計画」として規定し、その場合に都道府県防災会議および市町村防災会議の会長またはこれら都道府県および市町村防災会議によってその相互間地域防災計画作成のために設置された防災会議協議会(同一七条)の代表者は、「都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる」とされている。

もう一方で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(二〇〇三年法律第七九号)は、当該報告義務付けにかんする規定につき、第八条で「国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする」とするのみで、その具体的な内容を規定していない。さらに国民保護法は、上記の一般的な規定(四条)に加え、「武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む)で政令で定めるもの」(危険物質等)について、一〇三条四項で「指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる」とする。それが武力攻撃という特殊な状況を前提としているとしても、本稿における検討課題との関係でいえば、かかる包括的な規定内容で国民に報告義務を課するのかどうかには疑問がある。

(62) *Borel v. Fibreboard Paper Products Corporation*, 493 F.2d 1076, 1108 (5th Cir. 1974). なお本判決では以下の事実認定がなされている。

「二〇年代および三〇年代に、アスベストを使用した労働のハザードが認識され、合衆国公衆衛生局 (United States Public Health

Service) は一九三八年にアスベストを使用するテキスタイル工場において看過しがたいリスクの存在を記録し、一九四五年に Fleischer-Drinker 報告書が発行され、一九六一年に Irving Slikoff 博士とその同僚が断熱材を用いた労働と石綿肺との間の致命的な因果関係を確認した。See 493 F. 2d 1076, 1106.

- (9) 493 F. 2d 1076, 1103. 有名な David Rosenberg は、一九三〇年代にアスベスト会社の経営者たちが「不法行為責任を回避するために、アスベストへの曝露のリスクについての情報を隠匿することによる「沈黙政策 (policy of silence)」を計画しおよび実施した」ことを指摘する。そこでは被用者の診断情報を隠匿することにより、その疾病状況と雇用関係との関係が直接結びつきそうもなると思われる場合に、使用制限を課す制定法がその労働者への補償および不法行為請求の両方において適用される場合に、および財務的な圧力が迅速で非常に値下げされた決定を導く場合に、使用者たちは労働者がその疾病の認識を退職の後に延滞することになりかねない。See David Rosenberg, Book Review: *THE DUSTING OF AMERICA: A STORY OF ASBESTOS -- CARMAGE COVER-UP, AND LITIGATION: OUTRAGEOUS MISCONDUCT: THE ASBESTOS INDUSTRY ON TRIAL*. By Paul Brodeur, 99 HARV. L. REV. 1693, 1698.
- (9) Lyndon, *supra* note 8, at 1797, 1829.
- (9) Persistent Bioaccumulative Toxic (PBT) Chemicals; Lowering of Reporting Thresholds for Certain PBT Chemicals; Addition of Certain PBT Chemicals; Amendments to Proposed Addition of a Dioxin and Dioxin-Like Compounds Category; Toxic Chemical Release Reporting; Community Right-to-Know, 64 *Fed. Reg.* 687, 712 (1999).
- (9) Addition of Reporting Elements; Toxic Chemical Release Reporting; Community Right-to-Know; and Emergency Planning and Community Right-to-Know; Notice of Public Meetings; Proposed Rules, 61 *Fed. Reg.* 51322.
- (9) 33 U. S. C. § 1342(j), 15 U. S. C. § 2613.
- (9) 40 C. F. R. § 8.2.201 et seq. (2004).
- (9) なおさまざまな環境情報提供システムがそれぞれの根拠となる制定法の性質を反映しているがゆえに相互に一貫性に欠如して

- いるという点の経緯について、「それらの一覧表が制定法ごとに別個に独立的につくりあげられたこと、その最終的な帰結にかかわらず特定の環境媒体に放出された汚染物質に対して第一義的に適用されること、それぞれの制度がさまざまな環境上のおよび人的なリスクにおいて異なった強調点をおいていること、およびプログラムのコストをダウンさせ続けるために看過しがたい (significant) 汚染物質を排除していることがあげられる」。See John C. Dembach, *The Unfocused Regulation of Toxic and Hazardous Pollutants*, 21 HARV. ENVTL. L. REV. 142 (1997). See also, Christopher J. Lewis, *When Is A Trade Secret Not So Secret? The Deficiencies of 40 C.F.R. Part 2, Subpart B*, 30 ENVTL. L. 143, 167 (2000).
- (70) 40 C. F. R. § 2.201(h).
- (71) 5 U. S. C. § 552(b)(4).
- (72) 18 U. S. C. § 1905. この場合企業秘密法は、「法によって権限が付与されていない範囲」、すなわち個別制定法が禁じている場合に適用されるのであり、その企業秘密違反の射程は、「情報自由法と同心円上にある」とされる。See Lewis *supra*, note 69, 156. また、毒性物質統制法は二六一三条 (c) 項で、同種の規定を置く。
- (73) Lewis, *supra* note 69, at 157.
- (74) 40 C. F. R. § 350.5.
- (75) 68 Fed. Reg. 890 (2003).
- (76) Lewis, *supra* note 69, at 168.
- (77) *Id.* at 169.